



長野県報

6月21日(月)
平成16年
(2004年)
号外

目次

告示

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会）	1
長野県内水面漁場管理委員会指示第3号に基づく公共用水面等の範囲（園芸特産課）	1

告示

長野県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成16年6月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 俣野敏子

1 指示内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等からこいを持ち出してはならない。この場合において、当該公共用水面等の範囲については、長野県知事が別に定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

平成16年6月21日から平成17年6月20日まで

長野県内水面漁場管理委員会

長野県告示第404の2号

長野県内水面漁場管理委員会指示第3号に基づく公共用水面及びこれと連接一体を成す水面の範囲を次のとおり定めました。

平成16年6月21日

長野県知事 田中康夫

- 天竜川本流（天竜川と小渋川の合流点から中部電力泰阜ダムまでの間に限る。）及びその支流
- 夜間瀬川本流及びその支流

園芸特産課